

# 特別支援教育充実へ向けた幼保小連携における スクールソーシャルワーカー活用の意義と 課題に関する検討

## ー A市のスクールソーシャルワーカーおよび 行政担当者へのインタビュー調査を通してー

前嶋 元\*・梶原 隆之\*\*

本研究ではA市のスクールソーシャルワーカーおよび行政担当者へのインタビュー調査を通して特別支援教育充実へ向けた幼保小連携におけるスクールソーシャルワーカー活用の意義と課題を検討した。その結果、特別支援教育充実へ向けた幼保小連携におけるスクールソーシャルワーカー活用の意義として①子ども、保護者、教員の安心感②幼稚園・保育所と小学校のスムーズな連携があげられた。一方で、課題として①幼稚園・保育所における支援の限界②行政体系の課題があげられた。スクールソーシャルワーカーおよび行政担当者の意義と課題の相違点として、スクールソーシャルワーカーは子ども、保護者、教員などへの直接的な援助を中心に意義と課題を述べているのに対し、行政担当者はシステム、体系など間接支援的なところを中心に触れている点であった。また、スクールソーシャルワーカーの人的中心、行政担当者は物的中心という違いはあるが、いずれにしても環境を整備することを通して、子どもを支援していくという共通の視点があることが示された。残された課題としては、A市のスクールソーシャルワーカー活用において「日常的なつながり」の重要性が確認されたので、日常的なつながりをつくる具体的な方法を明らかにしていくことである。しかし、特別支援教育充実へ向けた幼保小連携におけるスクールソーシャルワーカーの活用は一定の意義があることが示唆されたといえるだろう。

Key Words：幼保小連携、特別支援教育、スクールソーシャルワーカー

---

\* 人間学部

\*\* 人間学部人間福祉学科

## I. 問題と目的

特別支援教育は2007年4月にスタートし、6年間の経過した。平成23年度特別支援教育体制整備状況調査(平成23年9月1日実施)によれば、全調査対象の合計(国公立の幼小中高校の合計)では、比較できる全ての調査項目で、全体として体制整備が進んでいる状況が窺える。公立小・中学校においては、「校内委員会の設置」、「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制はほぼ整備されており、「個別の指導計画の作成」、「個別の教育支援計画の作成」についても着実に取組が進んでいる。ただし、小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校は依然として体制整備が遅れが見られる。また、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成が依然として遅れているといえる。

上野(2012)は「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について(平成24年12月5日)」を分析し、小中学校で、校内委員会は設置されているが十分に活用されていないこと、個別の指導計画の作成が進んでいないことなどに触れ、「学校としての支援体制がまだ不十分ななかで、教師たちは学級のなかで個人的理解と対応を必死にやっている」と述べている。

幼稚園における気になる子どもを含めた支援の一環として、菅野信夫が2000年に提唱したキンダーカウンセラーというものがある。竹中(2008)は、キンダーカウンセラーとしての自身の経験から、その意義を「子どもを支援するだけでなくそれらの支援者である保護者や保育者を支援することである」と述べている。また、障害のある子についての相談の留意点として「保護者のカウンセリングに留まらず、子どもの観察、発達検査、専門機関への紹介等が必要になる」と述べている。保育所においても保育カウンセラーなどを配置し同様のことを実施している。同様の意義や課題があるものと思われる。

昨今の幼稚園、保育所を利用する子どもたちの状況も、親の経済的問題、精神的問題なども絡み、障害のある子はもちろんのことそれ以外の子どもにも複雑で困難なケースが増えてきているといわれている。そのような点からも特別支援教育で大切にされる教員間の連携・協働、また関係機関の連携がより一層必要になってきているといえるだろう。鑑・千葉(2006)は保育士がソーシャルワーカーと連携することにより適切に保護者への介入ができたことを報告している。中村(2011)は幼児期から小学校への移行期における支援として、三重県の児童精神病院を主体とし行政を巻き込み、園と学校を橋渡しする施策を紹介している。このようにいわゆる「気になる子」、「発達障害の子」などが幼稚園・保育所から小学校へ移行するための支援の充実には特に、関係機関との連携による支援が必要であることが予想される。

小学校・中学校においては2008年度よりスクールソーシャルワーカー(以下、SSW)活用事業が開始された。

前嶋・梶原(2011)は事例分析を通して、SSWと似た職種の特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーとの比較をし「スクールカウンセラーが心理面、特別支援教育コーディネ

ネーターが学習面を担当しているのに対し、SSWは学校、地域などの社会資源の整理・調整・開発といった生活環境面を担当している」とその役割の違いを述べている。

また、前嶋・梶原（2013）は、「SSWの活動分析をする中で、SSWは学校外の関係機関との連携は比較的得意とするが、学校内の教職員との連携に非常に困難を抱えていること、活動内容の多くを発達障害等の児童生徒への対応に充てている現状」を明らかにした。一方、コーディネーターは学校内での連携・協働は得意とするが、学校外の関係機関との連携が行えていない現状が報告されている（門田、2011）。

そういった点を互いに補い合う役割をSSWが担うことで、小・中学校の特別支援教育の充実へ貢献しうる可能性に触れたうえで、SSWが特別支援教育へ積極的に関与していく必要性が指摘されている（前嶋ら、2013）。

本研究では、特別支援教育充実の観点から、幼稚園・保育所から小学校への移行期における、いわゆる「気になる子」、「発達障害の子」などグレーゾーンの子への支援に焦点を当て、A市の先駆事例をもとに、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）活用の現状と課題について整理することを目的とする。

## II. 方 法

### 1) 調査対象 A市教育委員会幼保学校課

- ・SSW1名
- ・幼保学校課幼保教育係長（以下、行政担当者）1名

### 2) 調査日 平成25年9月9日 2時間半程度

### 3) 調査場所 A市内公共施設内

### 4) 調査項目

#### (1) A市のSSWの活用の概要

- ①SSW導入の経緯 ②SSWの雇用状況 ③SSWの活動内容 ④SSWのサポート体制

#### (2) A市の特別支援教育充実へ向けた幼保小連携におけるSSWの活用の実際

- ①導入の経緯 ②幼稚園・保育所での通常の支援状況
- ③小学校での通常の支援状況 ④幼保小連携場面での支援状況 ⑤SSWサポート体制

#### (3) SSW活用の意義と課題

- ①幼稚園・保育所の保育者、小学校の教員にとって ②保護者にとって ③子どもにとって

### 5) 調査方法

(1) 調査項目を書いたインタビューガイドに従い、調査を行った。なお、インタビューガイドの概要は事前に調査対象者へ知らせておき、短時間での調査ではあるが内容の充実を図られるよう配慮した。

(2) 調査では、できる限りリラックスした形で、自然な会話となるように配慮し、調査項目

とは別の内容に話がズレても自由に語ってもらうようにした。必要に応じて、その内容について、詳しく質問をし、調査内容がより実態を浮き彫りにするように心がけた。

(3) 調査の前半1時間はSSW1名のみを対象に行い、後半1時間半はSSW、行政担当者の2名を対象に行った。

(4) 調査者は2名で行い、1名はインタビューを行い、1名はパソコンで記録をとり、必要に応じて会話に参加する形をとった。また、記録の正確性を期すために、ICレコーダーによる録音を行った。なお、パソコンでの記録、ICレコーダーでの記録は調査対象者2名から許可をもらった上で行った。

## 6) 分析方法

(1) A市の通常のSSW活用の概要について、インタビュー調査と行政資料を参考に整理する。

(2) A市の特別支援教育充実へ向けた幼保小連携におけるSSWの活用の概要をインタビュー調査と行政資料を参考に整理する。

(3) A市の特別支援教育充実へ向けた幼保小連携におけるSSWの活用の意義と課題について、SSWおよび行政担当者のインタビュー調査より整理する。

(4) なお、インタビュー調査内容については、関係機関および保護者等の了承を得たものではないことを踏まえ、関係機関および保護者等の誤解を招かないよう、調査対象者の了解を得て校正した。

## III. 結果と考察

### 1) A市の概要

A市の詳細な概要を述べることにより、A市の特定が可能となること、および本論文が文中関係者の了承を得たものではないことを踏まえ省略する。

ちなみに、A市の平成24年1月現在人口は、約32,000人弱である。幼稚園は公立5園・私立1園、保育所は公立5園・私立3園、小学校7校、中学校3校である。

### 2) A市の通常のSSW活用の概要

#### (1) SSW導入の経緯(SSWインタビューより)

2008年、当時の指導主事の尽力により、国庫補助事業として、非常勤職員3名による週3日体制で始まった。3名の内、1名は社会福祉士、2名は元教員で、3名が3校の中学校区を受け持った。2009年から国から県の事業へ変更になり、社会福祉士1名の体制に縮小された。2010年からは市の単独事業となった。2年間の事業実績から「保健福祉部局や社会福祉協議会とは連携が取りやすいが、学校におけるSSWの認識は高まっていない。」という課題を抱えていた。このため、2010年10月から社会福祉士を市が正規職員として採用することになった。生活保護担当(1名)とともにSSW(1名)を正規専門職員と位置づけた。

(2) SSW の雇用状況 (表 1. 参照)

現行の SSW は正規職員 1 名, 非常勤職員 1 名であるが 2 名とも社会福祉士有資格者である。事業着手当初は, 臨床心理士や精神保健福祉士, 元教員などであったが, 現在は社会福祉士である。

事業着手当初の状況を次のように語っている。

SSW って何? この共通理解が, 学校等・行政・保護者にないまま始まったこともあり, ワーカーの力量が SSW を理解する尺度になっていたのではないかと。そういう上で, 中学校区としたデメリットはあったのではないかと。さらに, 元教員との経験の差や, 福祉的視点の格差が, 学校現場に多少の混乱をもたらしたのではないかと。

一様には結論付けられるものではないが, SSW が福祉職である以上, 福祉的な知識と経験を併せ持った人材であることが望ましいと窺える。

(3) SSW の活動内容 (表 1. 参照)

SSW は教育委員会に所属し, 小・中学校への派遣を中心に, 幼稚園・保育所への派遣および中学校卒業後の相談にも応じている。スクールカウンセラーとの連携状況は, 幼稚園・保育所にはカウンセラーは配置されていない。小学校においては比較的良好な関係にあり, 生徒指導委員会への出席や, 月一回程度の情報交換を行っている。しかし, ここにくるまでには SSW 業務への理解に乖離があり, スクールカウンセラーの代替程度でしか理解し得られない時期もあった。その中でも学校のニーズを真摯に受け止め, 子どもたちのために何を成すべきかを第一に業務に努める内に SSW の位置が固まってきたのではないかと語られた。A 市においては, SSW の学校等における日常的なかかわりが, SSW が活動できる環境を作っていたと推測する。

(4) SSW のサポート体制

保健福祉部局の保健師や社会福祉士等, 並びに家庭児童相談員と連携できる環境にあり行政の横の連携やサポートが受けられる体制が構築されつつある。当然, この土台作りには, 事業着手当初より試行錯誤で連携を試行するとともに, ケースを通じた連携が功を奏してきたと思われる。なお, 市は 2013 年にスーパーバイザーの体制も整えている。

表 1. A 市の通常の SSW 活用の概要

	SSW ① (調査対象者)	SSW ②
SSW の雇用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤 (正規職員)</li> <li>・ 週 5 日</li> <li>・ 社会福祉士</li> <li>・ 実務経験あり (SSW 初年度より)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常勤 (1 年契約)</li> <li>・ 週 5 日 (1 日 7 時間)</li> <li>・ 社会福祉士</li> <li>・ 実務経験なし (新卒者)</li> </ul>
SSW の活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会配置</li> <li>・ 小学校中心に担当</li> <li>・ 幼稚園・保育所も定期的に訪問</li> <li>・ 幼保小連携の業務を受け持つ</li> <li>・ 必要に応じて中学校とも連携</li> <li>・ 中卒生のサポートも行う</li> <li>・ スクールカウンセラーとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会配置</li> <li>・ 中学校中心に担当</li> <li>・ 必要に応じて小学校派遣</li> <li>・ スクールカウンセラーとの連携</li> </ul>

### 3) A市の特別支援教育充実へ向けた幼保小連携におけるSSWの活用の実際

#### (1) SSW活用の経緯

SSW導入の背景を、行政担当者は以下のように語っている。

本市は教育委員会が保育所や学童保育事業を所管している。目的は多々あるが、一つに幼保と小学校の連携があり、幼保の統一カリキュラムによる連携と、学校教育につないでいく姿勢がある。幼保が子どもを預かり教育し小学校につないでいく、一貫した教育基本方針がある。

図1のとおり、教育委員会の組織に、幼保学校課があり、SSWが所属する幼保教育係、学校教育係があり、指導主事がSSWを調整する形で、幼保小連携に携わることができる環境にある。SSWは次のように語っている。

自分は低年齢のうちに関わる或いはケアをしていく必要性を感じていた。当然、特別支援という手法もあるが、保護者との連携を図っていくには、幼稚園・保育所から関わっていくことが大事なのではないかと思っていた。小学校においては、低学年のうちは連絡帳等つながりをつくっても、学年が上がるにつれ、ましてや中学校で初めて関わるとなると、つながりの構築は困難になるため、SSWとして日常的なつながりを大切にしてきた。そこで、日常的なつながりを構築しやすいのは、保護者の方と日常的に会える保育所・幼稚園、そして、小学校低学年と思う。うまく家庭と学校がつながっていければ、中学校に行ってもつながりが継続できると思ってきた。

東日本大震災後、不安に思う子どもさんや保護者が増える中、歴代の上司が積極的に関わるよう背中を押してくれたので、先生方と相談しながら4歳児から関わり、保護者へアプローチする形を模索し、徐々に現在の形になってきている。

このように、「日常的なつながり」を「早い段階で作る」必要性を感じていたSSWと、それを「組織としてサポートする」キーマンである歴代の行政担当者の存在により、特別支援教育充実のための幼保小連携が形づくられてきたことが窺える。

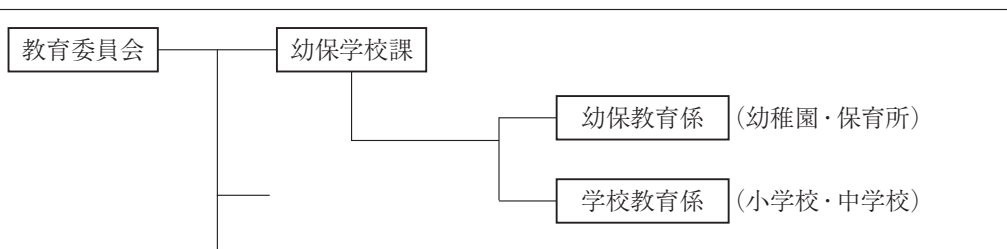


図1. A市の教育委員会組織概略

#### (2) 幼稚園・保育所におけるSSWの支援状況(表2参照)

基本的には、幼稚園・保育所からの依頼を受けて訪問する形態である。2012年から「特別支援教育に関わる幼保小連携の進め方」を検討している。これは、保護者と保育者それぞれに



チェックリストを配布し、それぞれの結果から支援の必要な状況をアセスメントするシステムで、本年度、実際にチェックリスト活用を試行し、意見を基に改善する過程にある。

### (3) 小学校における SSW の支援状況 (表 2 参照)

基本的には、各校月 1 回の訪問である。ただし、小学校へのアプローチは学校により温度差があるようである。これは、学校が児童教育へ強い責任を感じているため、他機関との連携に二の足を踏む場合があるからではないかと推測されていた。SSW は、小学校より先に情報を把握している場合が多いため、学校側に対し保育所や幼稚園の訪問と保育士や幼稚園教諭との情報交換を促しながら、児童を取り巻く支援の環境づくりに寄与している。

### (4) 幼保小連携の場面における SSW の支援状況 (表 2 参照)

校内外のケース会議を主に、連携が行われている。しかし、全てが SSW 主導で行われるものではなく、SSW は連携の土台をつくるのが大きな役目ではないかとも語っている。

SSW が直接関わるか否かは、先生方の考えとかケースによって変わりますが、先生方の対象児への接し方や関係機関との連携についてアドバイスをしています。勿論、必要があれば SSW も面談しますし、保健師との連携も図ります。

しかし、将来的には SSW を必ず介さなくても連携できる形を目指しています。そのため、保育士も保健師もそれぞれの考えを述べあう場が必要ですし、それぞれの役割を認識する必要があると考えています。

また、SSW 設置事業が始まって日が浅いこともあり、学校・行政・関係機関のなかで、SSW に対する共通認識を築き上げる過程にあることから、連携における問題点を次のように語っている。

学校内単独のケース会議や関係機関も入ったケース会議等、ケースによって手法は色々あります。更に、要保護児童対策地域協議会もあります。しかし、SSW への認識が成熟していない中にあるのは、SSW が業務としてどこまでやっていいのかが確立されていないため、歯がゆい場合もあります。また、ケースによっては福祉事務所が主となって会議を行うこともあります。

特別支援関係では、学校によって会議の持ち方も様々で、自らどんどん対応するところ、呼んでくださるところ、SSW が主導するところとありますが、東日本大震災以来、従来にもまして先生方の業務の幅と量が増えている実態にあっては、場のセッティングも苦勞しています。

学校における業務量が増える中、SSW も場の設定に尽力している様子が窺える。

### (5) SSW サポート体制

調査対象者からは、SSW 所属部署の理解とサポート、および保健師やケースワーカー等の協力が大きいことが語られた。これは、システムを構築していく過程で、人と人とのつながりが大きなサポートになることを物語っていると推測する。

表2. A市の幼保小連携におけるSSWの活用の実際

活用場面	活用内容
幼稚園・保育所	要請を受け訪問。必要に応じて、行動観察、保護者面談、小学校や他機関との連携などを行う。
小学校	月に1回定期的に訪問。訪問の際、必要に応じて幼稚園・保育所の特別支援の対象となる子の情報をつなぐこともある。
幼保小の連携	校内のケース会議と、関係機関を呼んでのケース会議（主に要保護児童対策地域協議会の会議）で行う。 小学校教員の幼保における対象児との関わりの視察。

#### 4) 特別支援教育充実へ向けた幼保小連携におけるSSWの活用の意義と課題

##### (1) SSWの認識する意義と課題（調査対象者1名）

###### 意義① 保育者・教員が互いを認め合い、役割分担する必要性への気づき

小学校は勿論、保育所および幼稚園を訪問することにより、それぞれのいいところと苦手なところを、それぞれの教員・保育士および幼稚園教諭よりは相互の行き来が多いため、より強く見えるのではないかと思う。

それぞれが、一人の子どもに対し、しっかり向き合い努力しようと、一生懸命やっている。しかし、それぞれの先生方の資格取得までのカリキュラムが異なることから、当然価値観も異なる。この部分をどう交わらせていくかが重要だと考えます。ただし、同じことをするのではなく、それぞれがそれぞれのやるべきことをやるという意味です。

このことから、幼保小連携において、SSWが客観的な視点からそれぞれの良さに気付ける位置にあり、それぞれが互いに認め合いながら、強みを生かして役割分担していく必要性を訴えていける存在になりえることを表すものと言える。

###### 意義② 特別支援教育充実のための新たな視点の提供

特別支援教育という括りで言えば、低年齢を保育（教育）する幼稚園や保育所の方が育ちを見やすいのではないか。それは、障がいの有無で友達を選ぶことはないし、先生の「やさしくしてね」という言葉を受け止められる。これは、教室とかも分かれていないことも要因になっていると思う。ところが、小学校になるにつれ壁ができていく。このことにより、子ども心にあの子は別なんだという感情が自然に植え付けられてしまう状況が生まれかねないのではないかと懸念する。

この指摘は、特別支援教育の大きな課題の一つを言い当てていると思われる。特殊教育から特別支援教育に移行しても、何ら教育現場の意識が変わっていないことの表れであり、現行の特別支援教育の枠で支援を進める限界をも示唆しているのではないか。SSWは、このような新たな視点を提供できる可能性がある。



**意義③ 保育者・教員の連携・協働の必要性への気づき**

幼稚園・保育所を訪問するようになって、いい評価を頂くととき、もうちょっとこんなふうにしてもという意見も頂いております。SSW に対して、先生方が率直に意見を言っていただけ環境づくりが大切と感じています。担任の先生と支援に入る先生、2人で一人のお子さんを見たときの、それぞれの視点をあらためて見直すきっかけができたこともありますが、一定の基準（チェックリスト）があれば、日常業務の中でややもすると見落としてしまう視点を、意識するとか気づくキッカケになるとの意見も頂いております。

このように、幼稚園・保育所の現場から、実感に基づく SSW との関わりを通しての、連携・協働の必要性への気づきが得られたことは、A 市における SSW 導入の意義と言えるだろう。つまり、SSW との関わりにより、幼稚園、保育所および小学校が、それぞれに連携・協働する意識が高まる可能性を示すものと思われる。

**意義④ SSW による保護者支援**

障がいの重いお子さんの保護者や療育施設、はたまた市外の保育施設から、「A 市なら SSW に相談して。」という言葉を受けようようになってきました。

直接、保護者の方から連絡を頂くケースも出てきました。

SSW の業務が、自ら結果を出すというより、学校や関係機関とどのように連携し、学校等の関わりの中で少しでもいい結果に結びつくよう、アドバイスしたり一緒に関わったりというのが主となりますが、なるべく学校等の巡回に合わせ、保護者へも子どもとの関わり方をアドバイスしますし、ケース終結後のアフターケアにも努めるようにしています。

さらに、ケースとして終結しても、いつでも関われると言うか、相談いただけるよう保護者には訪問の際、話をしています。加えて、月に1度は便り（SSW 通信）を出しています。ケースの終結は、幼稚園・保育所というより小中学校になるかと思えます。

保護者が小学校入学後相談してきている事実を踏まえると、これまで関わってくれた顔の見える SSW が学校にもいることの意義が示されているといえるだろう。実際に相談されるかどうかは分からないが、何かあったとき相談できるという安心感につながっているものと思われる。

**意義⑤ SSW による子どもの支援**

学校を訪問すると、2 年程幼稚園・保育所を頻回してるので、1 年生から「あ、来たよ」とか言われることは結構多いです。

低学年の児童に「どう？」と声をかけ、話をしますが、トラブルになっているような話はなく「頑張っているよ」「楽しい」という言葉が返ってきます。話をしながら、やっぱり苦労しているなって思ったり、改善している部分が見えたりしています。

幼稚園・保育所時代から関わりがある子どもが声をかけてくれるということは、SSW が子どもたちと自然に関わるキッカケが作れる点で意義があると思われる。顔見知りの SSW の存在は、子どもたちにとって安心感につながり、何かあったときに頼れる存在となる可能性が垣

間見える。

#### 意義⑥ SSWによる教員支援

SSWがお子さんというより、学校さんが入学前からお子さんに関わっていた方が入学後もやりやすいと思う。入学前の状態をあらかじめ知っていたり、幼稚園・保育所の努力ですごくいい方へ向いているとか、こんなことを幼稚園教諭や保育士と事前に情報を共有しているというのは、たぶん有効な手段ではないかと思う。

このことから、SSWが幼稚園・保育所から小学校まで継続して子どもと関わることで、小学校もSSWからの情報に助けられる様子が窺える。言い換えれば、情報を持っていることで、必要であれば学校が直接、幼稚園・保育所と連携が取れるという安心感に関与していると思われる。

#### 課題① 行政体系の課題

予防は行政は弱い。申請主義のようなところがある。

行政の業務が、対処療法が主で予防は弱いと思われる。幼保小連携が予防の面でも功を奏することを考えると、今後は行政の体系にも問題が出てくることが予想される。

#### 課題② SSW担当者の力量

今の関わりは、不登校児よりも特別支援の色が強く出ている。当然、学校さんも困っているところですが、特別支援担当の先生方も、経験や素養が異なるのが実態です。よって校内の就学審議にかかるお子さんたちの検討会も、学校によってそれぞれ異なっています。

SSW担当に特別支援担当教員がつくことが多いことに関係するかもしれないが、相談内容の特長として、特別支援対象の子が多くを占めることを踏まえると、特別支援教育担当教員の力量によって支援に差が出ることは課題である。特別支援教育対象児童の移行支援における大きな問題であり、その力量差を埋めていくための方法を検討していくことが必要と考える。

#### 課題③ 幼保小連携のための保育者・教員の力量の向上

対処療法だけなら、幼稚園・保育所だろうが小中学校だろうが同じではないか。その子の将来のこととか、1年後や2年後の先を見通し関わられる先生方であれば、上手に関われるのではないかと思う。

対処療法で、支援員をつけるとか、支援学級に入れるとか、支援学校に入れるとかの手法もあります。確かに、その子の学習保障をきっちりやってあげたいという気持ちは一緒ですが、保護者との間には、言葉を一つ間違えるだけで、自分の子どもの排除にしか聞き取ってもらえない。そうすると、保護者との間に、大きな亀裂が生じてしまう。

その子の、コミュニケーションスキルを幼稚園も保育所も小学校も中学校も上げていかないと、その子は親御さんにも言いたいことを伝えられないし、同じことを繰り返し叫ぶことになる。その結果、学校等の中でもトラブルが増えてしまうし、子どもや保護者の不信感を募るだけになってしまう。

これは、いかに支援の必要性を、教員・保育者・保護者などの関係者が共有するかに関連す

る内容と考える。情報を共有し、支援目標を設定し、役割分担し、支援を始めるためには、関係する者同士が分かりあえるコミュニケーションスキルが求められる。いつもSSWが関わられるわけではない状況を踏まえると、教員および保育者のコミュニケーションスキルをいかに高めていくかを検討していく必要があるといえる。

#### 課題④ 幼保小連携のためのキーマン選別の必要性

幼稚園・保育所と小学校が1度つながってしまえば、それが崩れることは、そうそうはないと思う。そのためには、担当の先生方レベルではなく、管理職レベルでつながる必要性を認識しなければならないと思う。そのために、誰がつながりの必要性を伝えていくか。自分は、上司に恵まれましたが、誰が音頭をとればつながるのかを考えることは必要と思う。

幼保小連携を実現していくためには、校長・園長および所長レベルの管理職への働き掛けが必要であり、それを行う人物の選定も重要になってくることが窺える。A市は、連携を進めているが、一般論として連携の必要性を感じていない学校であれば、SSWが介在するしないに関わらず、連携は成り立たない。

#### 課題⑤ 共通言語でつながる環境づくり

もっと共通言語を増やしていかないと、色々な機関が同じ土俵に上がれないと感じています。これは、お互いの役割を理解し合い尊重し合い、「そこは任せる」「ここはうちでやる」というところをお互いしっかり理解できれば、大きな問題はないと思いますが、まだまだ縦割りだなと感じています。

幼保小連携の課題として、共通言語を増やしていく必要性が示されていると考える。特に特別支援教育対象のグレーゾーンにいる子どもたちの支援を訴えていくには、それを共有できる共通言語が不可欠になるだろう。このような困難を、SSWは実践を通して感じていると思われる。

### (2) 行政担当者の認識する意義と課題

#### 意義① 保護者とのつながりづくり

例えば、グレーゾーンにいるお子さんは、それが障がいなのか養育環境によるものなのかの判断は非常に難しい。そのことを見立てる一つの機能として、市にはSSWが在籍している。

最終的には保護者の関わりが不可欠となりますが、幼稚園・保育所の先生方が、日常の見取りの中で他のお子さんとは違ってどうだという話をしても、保護者の理解を得るのは難しい。やはり、外部の専門機関に判断していただかないと。

A市行政担当者は、外部からの客観的判断を示唆しながらも、保護者とのつながりにSSWへの期待が窺える。SSWが客観的な立場で入ることで、保護者はより冷静に子どもの実態を把握して行ける可能性はあると思われる、その意味でのSSW活用の意義はあると思われる。

#### 意義② 情報共有のキッカケづくり

幼稚園・保育所を卒園すれば、必ず小学校へ入学します。結果的に、小学校での関わりが必要になりますので、幼稚園・保育所の時点からSSWに関わっていただき、その情報を学校につないでいただければ、学校としても事前に情報を共有できることとなりますし子どものためにもなる。

SSWに対し、子どもの情報のつなぎ役を期待していることが窺える。このことは、情報があることでのメリットを小学校の教員が気づくキッカケとなると思われる。そのことが、保育者および教員が情報を共有する意義を感じ、情報を得るための積極的な連携・協働の機運を引き出すキッカケになると思われる。

#### 意義③ 連携・協働のための基盤づくり

これまでにも、幼稚園・保育所としては、就学指導審議会にはかからないけど、学校に伝えたい子が何人かいた。ことあるごとに幼稚園・保育所側では小学校へ伝えたつもりでも、十分に伝わらないことが多く、対応が遅れがちであった。この溝が埋まらないまま続いてきたため、子どもの記録をデータ化して、お互いに歩み寄りましょうということで、SSWを仲介役として導入しようとなった。

A市には、特別支援対象のグレーゾーンにいる子どもたちに、幼稚園・保育所と小学校がつながり、継続して関わっていかねばならないという課題が背景にあったと思われる。そこで、SSWを活用し、子どもの記録をデータ化していくことで歩み寄りのキッカケをつくり、連携・協働の基盤づくりにつなげるという意図が働いたと思われる。

#### 意義④ 縦割り行政をつなぐ役割としてのSSW

情報を先に取得するのは幼稚園・保育所である以上、子どものことを第一に考えるなら、SSWの協力を得て実践している幼稚園・保育所が、積極的に学校に情報を出す流れをつくり、学校側の認識を得ることを続けないと、溝は埋まらなないと考えた。

A市は、幼稚園と保育所が同一カリキュラムにより、同じ視点で幼児を保育(教育)しているが、一般的には幼稚園は幼稚園、保育所は保育所、学校は学校という縦割り行政の課題があると思われる。そこに、情報共有のキーマンとしてSSWが介在し、問題を解決に導く点でSSW活用の意義が見いだせる。

#### 意義⑤ 情報管理の一本化に向けた準備

一人ひとりの子どもに、特別支援など、どのような支援が必要なのかを企画立案運営する部署をつくるというのは理想論だと思います。以前は、お互い各論では話をするけど、どこもまとめない。結果として、現場が全てを背負ってしまっていた。そのために、情報管理の一本化に向けた記録のデータ化は必要と思っていた。

ここからは、組織改革を待っては何もできないという視点から、まずSSWを活用した情報管理とデータベース構築に向かって行ったことが窺える。あらたなサービスシステムを提案していくためには、そのサービスの必要性を示すことが重要であり、ここにSSWが関わる

ことは土台となる資料の構築にほかならない。

#### 課題① 幼稚園・保育所を通じた支援の限界

実際問題として、幼稚園・保育所に家庭の事情とかで卒園まで在籍しない子の中にも、グレーゾーンの子どもがいた。また、保護者の意向で審議会にかからなかった子もいた。幼稚園・保育所だけでは、限界があると思う。

ここでは、幼稚園・保育所が関わっても、上手くつなげないケースがあることを示している。確かに、未入园や未入所若しくは家庭保育の子が居るので一概には言えないが、SSW が早期から関わることで、早くから保護者とのつながりがつくれ、未完の情報でも小学校へつなぐことができるなど、よりよい方向へ向けた支援につながる可能性があると思われる。

#### 課題② 子どもの情報管理の課題

子どものことを考えると、子ども一人ひとりの一貫したファイルをつくり、広域で育ちを一貫して記録することができれば、どこに行こうが同様なサービスを授与できる可能性がある。そのような機関があれば、より効果的。

ここでは、子どもや保護者は、広域的に移動することを踏まえたとき、データベースを管理する広域機関がなければ、更に良い支援につながらないとの危惧を感じる。A市における単独の取り組みでは、限界を感じているとも感じられる。

#### 課題③ 親の同意の壁

グレーゾーンの子は、低年齢児ほど判断がつかない。そうすると、外部機関の判定など特別なことは、親の同意を得ることが難しい。支援したくても、同意という壁は高い。通常の関わりでさえ、確実に親が認めた部分でないと、通常と違う接し方に親は理解を示さない。特別支援教育の難しさは、ここにあるのではないのでしょうか。

親の同意という壁により、本来支援が必要な子どもたちに支援ができない現状が、ここに窺える。このようなケースの場合、就学直前にSSW が関わっても限界がある。できるだけ早い段階で、SSW 等の客観的な見取りと判断ができる専門家が、日常的に保護者と関われるかが重要になるとと思われる。

#### 課題④ 学区の課題

学区の問題もあります。幼稚園であれば、ある程度同じ学区の子どもたちがそのまま小学校へ進みますが、保育所は親の仕事等の関係で学区にこだわらず受け入れている。そうすると、学区の幼保小交流では見れない子どもも出てくる。

本市では、先生方が幼稚園・保育所に行って、自らの目で見るということを今年度から始めた。

子どもの就学が、学区の小学校に持ちあがるだけでないことを踏まえると、幼稚園・保育所と小学校の連携が広域になり、先生方が理解し合うことの難しさも窺える。広域になるほど、SSW が連携に関与することも難しくなってしまう。いかに、交わりの機会をつくっていくかは課題といえる。



(3) SSW と行政担当者の認識の共通点と相違点 (表3. 参照)

相違点の大きなものは、SSW は保護者および教員等への直接的・間接的支援を中心に意義と課題を上げているのに対し、行政担当者はシステムや体系等の間接的支援を中心にしていう特徴があった。また、SSW は人的視点、行政担当者は物的視点との違いは窺えるが、いずれにしても、環境整備を通して子どもを支援していく共通の視点があったと思われる。

SSW の子どもを支えたいという熱意と、行政担当者の SSW を介して子どもを支えたいという熱意が、この意義と課題にも反映されていると思われる。両者が両輪となってはじめて、幼保小連携の土台がつくられてきたことが推察できる。

表3. SSW と行政担当者の意義と課題

	SSW	行政担当者
意義	意義① 保育者・教員が互いを認め合い、役割分担する必要性への気づき 意義② 特別支援教育充実のための新たな視点の提供 意義③ 保育者・教員の連携・協働の必要性への気づき 意義④ SSW による保護者支援 意義⑤ SSW による子ども支援 意義⑥ SSW による教員支援	意義① 保護者とのつながりづくり 意義② 情報共有のキッカケづくり 意義③ 連携・協働のための基盤づくり 意義④ 縦割り行政をつなぐ役割としての SSW 意義⑤ 情報管理の一本化に向けた準備
課題	課題① 行政体系の課題 課題② SSW 担当者の力量 課題③ 幼保小連携のための保育者・教員の力量の向上 課題④ 幼保小連携のためのキーマンの選別の必要性 課題⑤ 共通言語でつながる環境づくり	課題① 幼稚園・保育所を通じた支援の限界 課題② 子どもの情報管理の課題 課題③ 親の同意の壁 課題④ 学区の課題

IV. まとめと今後の課題

これまでの研究で明らかのように、移行期における大きな課題はきちんと引き継がれていないことである。先進的に取り組んでいる地域は、誰かが、どこかが中心になり、きちんと、引継ぎがなされることで、移行期を乗り切ることができている。一方で、引継ぎがきちんとなされるといことは、幼稚園・保育所や小学校双方が、情報交換をする機会が生まれ、特別支援教育の充実にとって必要な協力関係が生まれてくることも予想される。

本研究で SSW が関与する意義として、以下のものが明らかとなった。

① 子ども、保護者、教員の安心感

子ども、保護者としては、幼稚園・保育所段階でかかわった人物が、小学校でもいることでもたらされる安心感である。また、困ったときに中立な立場の人間として相談しやすいことも大きな意義である。教員にとっては、子どものことを知っている人が小学校にいること



で情報を求めやすい意義がある。

## ② 幼稚園・保育所と小学校のスムーズな連携

客観的な判断ができる人物が、間に入ることで、客観的なデータに基づいて、一本筋の通った支援ができることである。また、保育者や教員はこれまで聞けないことをSSWを介して聞くことができ、双方向の情報交換が活発になる可能性が示唆された。さらに、教員や保育者の新たな視点へ気づきが生まれることがあげられた。これらにより特別支援教育を相互に充実させていく可能性があるといえるだろう。

一方で、SSWが関与する課題として以下のものが明らかとなった。

### ① 幼稚園・保育所における支援の限界

保護者の同意の壁や、私立園の経営とのからみなどから、支援をしたくてもできない土壌を理解することも必要であることが確認された。

### ② 行政体系の課題

特に予防的な観点から、学区の問題や、校種別や担当課別などの問題などが障害となり支援に結びつかない現状があった。子どもの育ちを一本で管理する機関の必要性が指摘されていた。これはSSWやその他の関係者個々の力だけでは限界があることが窺える。

A市は3万人という行政規模の自治体である。また、A市教育委員会には幼稚園だけでなく保育所を担当する部署がある。さらに、常勤SSWがいる。このような特徴をフルに生かして、特別支援教育充実のための幼保小連携が行われていることが明らかとなった。今回の調査を通して、協力してもらった教育委員会の行政担当者をはじめして、市としてSSWをサポートする環境がある程度できていることが確認された。その背景としてSSWの発言で繰り返し出てきていたが、SSW自身が「日常的なつながり」をととても大切にしている関係者同士と関わりあっていることもあるように思われる。いくらシステムが先にできても、それを活用する「日常的なつながり」ができていない状況ではシステムを活用することができないことが予想される。しかし、日常的なつながりをつくる具体的な方法は本調査では明らかにならなかった。今後は日常的なつながりの詳細な内容の分析が必要であるだろう。また、特別支援教育充実のための試みが日常的なつながりをさらに良好にしたのか、それとも、日常的なつながりが特別支援教育的なつながりを作ることにつながったのか、そのあたりも考察の必要性があるだろう。しかし、いずれにしても、特別支援教育充実へ向けた幼保小連携におけるSSWの活用は一定の意義があることが確認された。SSWが活用できる基盤を行政組織は理念をしっかりと持ちつくることが活用には必要であることも明らかとなった。

## 引用文献

- ・ 門田光司 (2011) : 小・中学校の特別支援教育コーディネーターにおける校内及び校外協働の現状とスクールソーシャルワーカーによる支援の必要性について - 福岡県におけるアンケート調査結果より - . 学校ソーシャルワーク研究, 6, 2 - 14.
- ・ 鑑 さやか・千葉 千恵美 (2006) : 社会福祉実践における保育士の役割と課題 : 子育て支援に関する相談援助内容の多様化から保健福祉学研究, 4, 27-38.
- ・ 前嶋元・梶原隆之 (2011) スクール (学校) ソーシャルワーカーの専門性と独自性に関する一考察. 文京学院大学教職研究論集, 2, 21 - 31.
- ・ 前嶋元・梶原隆之 (2013) : スクールソーシャルワーカーによる小・中学校の特別支援教育への関与の可能性に関する検討 - 平成 23 年度茨城県スクールソーシャルワーカー活用事業の分析をもとに - . 文京学院大学教職研究論集, 4, 27-39.
- ・ 中村みゆき (2011) : 途切れのない支援を三重県の市町で実現する - 保育所・幼稚園での早期支援と移行 ([日本 LD 学会] 第 19 回大会特集 通常学級における特別ニーズをもつ子どもの支援 - 子どもの学びを保障する連携) - (大会企画シンポジウム 発達障害児の幼児期から小学校への移行期における支援と課題). LD 研究 20(1), 20-23
- ・ 竹中美香 (2008) : 幼稚園におけるキンダーカウンセラーの役割についての一考察 . 東大阪大学・東大阪短期大学部教育研究紀要 4, 87-90.
- ・ 上野一彦 (2012) : 解説 : 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について .LD 研究, 22 (1), 78-95.

付記：本調査においてA市教育委員会，埼玉東萌短期大学田中謙先生には多大なるご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。なお，本論文内容は日本 LD 学会第 22 回大会でのポスター発表内容に加筆修正を行ったものであることを付記いたします。

(2013.9.25 受稿, 2013.10.22 受理)